

○沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

令和6年10月16日告示第292号

沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における出火及び延焼による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、感震ブレーカーを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「感震ブレーカー」とは、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格に適合する構造及び機能を有する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら所有又は居住する市内の住宅（賃貸目的の住宅については、感震ブレーカーの設置について当該住宅の所有者の承諾を得ているものに限る。）に感震ブレーカーを設置しようとする個人
- (2) 市内に自らが居住するための住宅を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費とし、補助金の額は、次の表のとおりとする。

区分	補助金の額
前条第1号に該当する者	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、30,000円を限度とする。
前条第2号に該当する者	10,000円

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、感震ブレーカーの設置工事に着手する前に、沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書の写し（第3条第1号に該当する者に限る。）
- (2) 感震ブレーカーの設置工事の施工前の状況がわかる写真（第3条第1号に該当する者に限る。）
- (3) 感震ブレーカーの設置箇所がわかる図面（第3条第2号に該当する者に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認申請等）

第7条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金変更（中止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更又は中止の承認をしたときは、沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金変更（中止）承認通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、感震ブレーカーの設置工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日まで、沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）感震ブレーカーの設置工事の施工後の状況が確認できる写真

（2）領収書の写し（第3条第1号に該当する者に限る。）

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金交付額確定通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により補助金交付額確定の通知を受けた者は、速やかに沼津市感震ブレーカー設置事業費補助金支払請求書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、告示の日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。